

函館市社会福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年4月9日条例第5号）および函館市補助金等交付規則（昭和62年4月10日規則第43号）に定めるもののほか、函館市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営を支援し、また社会福祉事業の促進を図り、もって本市における地域福祉の向上を図るため、協議会に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象事業（以下「対象事業等」という。）および補助金交付の対象経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額に補助率を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の条件)

第4条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第1号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申請について適用し、施行日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

別 表（第2条，第3条関係）

対象事業	対象経費	補助基準額	補助率
<p>1 法人運営 [協議会本所における管理部門]</p>	<p>1 人件費 法人運営に要する人件費のうち，退職一時金を除く人件費支出および退職手当積立金の額</p> <p>2 物件費 法人運営に要する経費から人件費を除いた額</p>	<p>1 人件費 1人あたり 年額3,600千円</p> <p>2 物件費 当該所要経費</p>	<p>1/2</p>
<p>2 地域福祉活動事業 [協議会支所部門]</p>	<p>1 人件費 地域福祉活動を推進する協議会支所部門事業に要する人件費のうち，退職一時金を除く人件費支出および退職手当積立金の額</p> <p>2 物件費 地域福祉活動を推進する協議会支所部門事業に要する経費から人件費を除いた額</p>	<p>1 人件費 1人あたり 年額3,600千円</p> <p>2 物件費 当該所要経費</p>	<p>1/2</p>
<p>3 地域福祉活動事業 [協議会本所部門]</p>	<p>1 人件費 地域福祉活動を推進する協議会本所部門事業に要する地域福祉コーディネーターに係る人件費を除く人件費のうち，退職一時金を除く人件費支出および退職手当積立金の額</p> <p>2 物件費 地域福祉活動を推進する協議会本所部門事業に要する経費から人件費を除いた額</p>	<p>1 人件費 1人あたり 年額3,600千円 ただし，社会福祉士においては 4,500千円</p> <p>2 物件費 当該所要経費</p>	<p>10/10</p>
<p>4 応急生活資金貸付事業</p>	<p>1 人件費 応急生活資金貸付事業に要する人件費のうち，退職一時金を除く人件費支出および退職手当積立金の額</p> <p>2 物件費 応急生活資金貸付事業に要する経費から人件費を除いた額</p>	<p>1 人件費 1人あたり 年額3,600千円</p> <p>2 物件費 当該所要経費</p>	<p>10/10</p>

年 月 日

（あて先）函 館 市 長

（申請者）

法人名

代表者氏名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け函〇〇で交付決定を受けた 年度函館市社会福祉協議会補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

1 函館市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条に規定する額または事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

（1）積算内訳報告書

（2）課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）

（3）課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算書（写し）